

事業所名	従業員規模	所在地	支援テーマ	支援回数
農事組合法人みわほたる	組合員 40人	岐阜県美濃加茂市	農事組合法人設立について	専門家派遣回数 2回

相談内容・現状課題

■相談内容

将来、農地の受け皿となる集落営農組織のない美濃加茂市三和地区において、新たに集落ぐるみ型の法人の設立に向け、組織化・法人化に関する法律面、税制面などの諸課題について相談したい。

■現状課題等

平成29年度に三和地区の3集落の代表者からなる「川浦の農地を考える会」を立ち上げ、検討を重ねた結果、考え方の異なる1つの集落を除く2集落で「川浦地区法人設立準備委員会」を設置した。準備会の中では、定款作成や各種規程の整備、個人が所有する農業用機械等の法人への譲渡手続きなどが課題として挙げられた。

相談所の支援体制・伴走支援チームからの改善提案(問題解決方法)

■支援内容

集落営農組織の存在しない地区において、集落ぐるみ型の農事組合法人の設立、運営に関する課題解決のため専門家2名(税理士、司法書士)を派遣した。

同地区は県の集落営農組織育成の重点推進地域でもあり、普及指導員や市町村、農協等関係機関等と連携して支援活動を行うこととなった。

- ①法人設立に向けた事務手続に関する支援(司法書士)
法人定款、事業目論見書、組織図、各種規程等の作成方法等について指導。
- ②法人設立後の法人運営(税務)に関する支援(税理士)
組合員が補助事業で取得した農業用機械等は、貸付ではなく譲渡した場合、補助金で取得し圧縮記帳した資産を除き、一般的には帳簿価額を時価として差し支えないので、譲渡益(時価-簿価)は発生せず、課税が発生しないというメリットがあるといった、法人運営に関する税法上の留意点などを助言。

支援の成果・その後の状況

■支援の成果・その後の状況

専門家の指導、助言等により法人設立に向けた準備が整い、令和元年11月4日に設立総会を開催。これにより、集落営農の存在しない地域において組合員40名、経営面積747aの集落ぐるみ型の新たな農事組合法人が誕生した。



設立総会に参加した組合員の皆さん

■コーディネーター所感

農地の受け皿となる組織のない中山間地域において、関係機関と連携の下、専門家の指導・助言により担い手となる法人がゼロから誕生させることができたことは、中山間地域の担い手確保における一つのモデルとなったと考える。

法人設立後間もないことから、今後、経営安定や規模拡大の取組に際し、必要に応じて支援を実施していくこととしたい。